

2005
JUNE
6



議会風景



畑中町政スタート 初議会開催 (5月17日)

広報 **い か た**

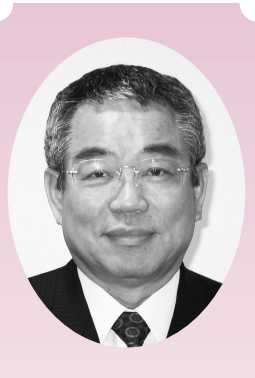
初代町長に畑中芳久氏(仁田之浜)

新町の町政がスタート

4月24日に行われた町長・町議会議員選挙の結果、新伊方町初代の町長に畑中芳久氏(仁田之浜)が初当選されました。

5月17日(火)、新町発足後初の町議会(第一回臨時会)が開催され、助役 収入役、監査委員の選任を含む40件の審議・採決が行われ、助役に

新緑の候、町民の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私、このたびの町長選挙におきまして、皆様方の温かいご厚情を賜り、当選の栄に浴し、新町の舵取りを務めさせていただくことになりました。これもひとえに、皆様方の深いご理解とご支援の賜と衷心より厚くお礼申し上げます。



伊方町。ここに住む全ての人が、夢と希望を抱き、心身共に豊かな町づくりを目指します。その主役は町民の皆さん方であり、多くの意見を、多くのアイデアを素早く活かすために、次の5項目を基本方針に掲げ、住民・地域・行政の一体化を図ります。

①夢と希望のもてる町づくり
②魅力と賑わいのある町づくり

清水博義氏(川之浜)、収入役に井田芳生氏(須賀)の選任を提案され、議会の同意を得ました。

また、監査委員には渡辺信昭氏(仁田之浜)、議会から垣内庄八郎氏(名取)が選任、同意を得、畑中町政がスタートしました。

▽八幡浜高等学校卒
▽昭和42年4月から伊方町役場勤務。社会教育課長、企画財政課長、教育次長、教育長、同町助役を歴任。
▽昭和23年生まれ(57歳)
▽住所 仁田之浜

町民主役のまちづくり

伊方町長 畑中芳久

テムづくりに努めます。また、地場産業の活性化を図り、海と山の恵みを活かした活力ある町づくりを創造します。

具体的には、投資効果を精査し、各種事業の見直しを含め、優先順位を明確化致します。懇談会の開催や総合支所勤務など、積極的に地域へ出向きます。また、ベンチャー企業への育成や観光開発にも取り組めます。

このほかに地域の個性が輝くような政策を一つひとつ着実に具現化して参ります。

行政改革が進み、本格的な地方分権、すなわち自立の時代が到来しました。従来の習慣、手法などにとらわれない斬新な発想と創意工夫が不可欠です。3つの町の真の融和を図り、公正・公平な町政を推進することが私の使命だと肝に銘じていると



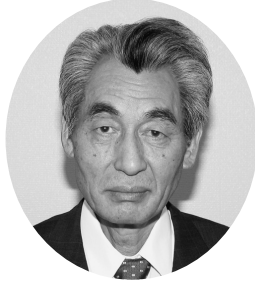
清水博義 助役

五月十七日の臨時会において選任同意を得、新伊方町の助役を拝命いたしました。

しみずひろよし略歴

もとより浅学非才ではありませんが伊方町の発展と、畑中町長の公約実現のため懸命の努力を傾注いたします。

町長の公約であります「町民主役の町づくり」のため、町職員



井田芳生 収入役

新伊方町元年に当り、畑中町政の基本理念であります「町民主役のまちづくり」を柱とし、三地域の融和と、公平・公正な町政実現をめざし、最善の努力を尽くしてまいりたいと存じます。

いだよしお略歴

このたび臨時議会におきまして、町長の推薦をうけ、議会の皆様のご同意をいただき、5月17日付で収入役の大任を拝命いたしました。身にあまる光栄に存じます一方、責任の重大さに思いをいたし、身の引き締まる気持ち一杯です。心機一転、与えられた業務を、情熱と、謙虚さと、誠実をモットーとし、誠心誠意全うする所存でございます。

▽川之石高等学校卒
▽町見農協専務理事、同組合長理事、西宇和農協理事、グリーンハウス西南、農業
▽昭和19年生まれ(61歳)
▽住所 須賀(九町)

議長に高岸助利氏就任 副議長は菊池孝平氏

5月17日に開かれた第一回臨時
会では、議長選挙など選挙関連が
5件、町議会会議規則の制定など
議会からの発議が3件、助役・収
入役等の選任及び、町長職務執行
者の専決処分事項報告など議案32
件、計40件の審議が行われ、全件
同意、承認されました。
選挙の結果、議長に高岸助利氏
(松)、副議長に菊池孝平氏(西)が
選出されました。
また、議会運営委員会委員長に
小泉和也氏(川永田)、総務文教常
任委員会委員長に坂本竹市氏(小島)、

産業建設常任委員会委員長に山本
吉昭氏(大久)、生活福祉常任委員
会委員長に竹内一則氏(豊之浦)が
選出されました。

各委員会の構成とその他の役職
は、次のとおりです。(敬称略)

議会運営委員会

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 小泉和也 |
| 副委員長 | 吉川保吉 |
| 委員 | 福島大朝 |
| 委員 | 山本吉昭 |
| 委員 | 竹内一則 |
| 委員 | 坂本竹市 |

総務文教常任委員会(七名)

- | | |
|------|------|
| 委員長 | 坂本竹市 |
| 副委員長 | 中村明和 |
| 委員 | 小泉和也 |

産業建設常任委員会(七名)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 山本吉昭 |
| 副委員長 | 樹田和美 |
| 委員 | 吉川保吉 |
| 委員 | 大久保光留 |
| 委員 | 吉谷友一 |
| 委員 | 菊池孝平 |
| 委員 | 高岸助利 |

生活福祉常任委員会(八名)

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 竹内一則 |
| 副委員長 | 篠澤英春 |
| 委員 | 清家慎太郎 |
| 委員 | 福島大朝 |

- | |
|--------|
| 小林 絹久 |
| 畑中 覚夫 |
| 垣内 庄八郎 |
| 篠川 長治 |

八西衛生事務組合議員

- | |
|-------|
| 菊池 隼人 |
| 中村 敏彦 |
| 阿部 吉馬 |
| 松澤 周作 |
| 菊池 隼人 |

八幡浜・大洲地区広域市町村圏組 合議員

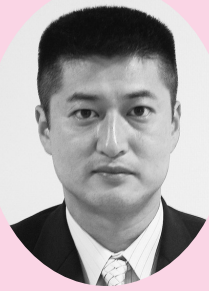
- | |
|--------|
| 中村 明和 |
| 清家 慎太郎 |
| 中村 敏彦 |

22人の町議会議員さんに聞きました

今回の選挙で当選された議員さんに
町づくりの基本姿勢や心がまえなどを
お伺いしました。
議席順に紹介します。

- | | |
|----------------|---------------|
| 氏名 | ④新町に何が
必要か |
| 年齢 | ⑤座右の銘 |
| ①地区名 | ⑥尊敬する人
物 |
| ②職業 | |
| ③町づくりの
基本姿勢 | |

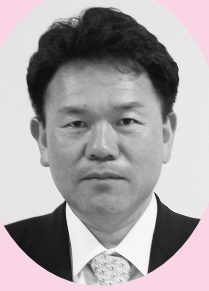
清家慎太郎 (37歳)



- ①三崎
- ②会社員

- ③ チェック機関の一員としての職務を果たすとともに、
育児・教育・産業・福祉等について町にとってプラス
になる提案や要望を受けた時、その実現に向け全力で
バックアップし、この町がより心豊かに過ごせる町に
なる、そういう未来予想図を描く一助になりたいと考
えております。
- ④〇一体感の醸成。
〇この町がより良い町になるために自分は何ができる
かを考える方々のマンパワー。
- ⑤ 我以外皆我師
- ⑥ たくさんおりますが記載は控えさせていただきます。

福島 大朝 (41歳)



- ①川之浜
- ②会社役員

- ③ 一万三千人の町民が早く一体感を持てる様努めます。
基幹産業である農漁業の発展、振興に努力します。高
齢化が進む中、社会福祉の充実と生活環境の整備に全
力で取り組みます。
- ④ 基幹産業である農漁業が危機的状態である中、後継
者の育成が急務である。一次産業から二次、三次へと
どの様に結びつけるか、三町のすぐれた点をどの様に
して町づくりに活かすかまず自分自身で実践してい
たいと思います。
- ⑤ 為せば成る。為さねば、成らぬ何事も、成らぬは、
人のなさぬなりけり
- ⑥ 両親

菊池 隼人 (45歳)



- ①畑
- ②自営業


- ③ 「健全な財政の町づくり」を基本理念とし、自立
した町を目指していく。
- ④ 新町政においては、政策形成過程への住民の広
範な参加を促し、町政と住民とが連携し、協力し
あつていく必要があると思う。
- ⑤ 「一所懸命」
「町民の、町民による、町民のための政治」
- ⑥ リンカーン

山本 吉昭 (46歳)



- ①大久
- ②自営業

- ③ 「元気で活力のある町づくり」を基本とし、社会
福祉施策の充実に努めたい。基幹産業である農漁
業の振興に関しては、半島の地域性をいかした施
策に努めたい。町民が安全で安心して暮らせる町
づくりを目指したい。
- ④ 新伊方町の町民一人ひとりが一体感もてる施
策が必要である。
- ⑤ 一期一会
- ⑥ 坂本龍馬



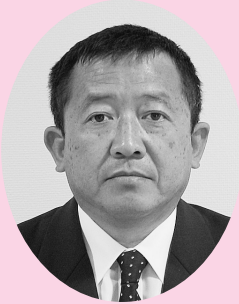
吉川 保吉 (49歳)
 ① 川永田 ② 農 業

③ 融和と協調を基本理念に農漁業、商工業、観光の振興、福祉、教育、文化の充実を図り、若者から高齢者まで安心して暮らせる心豊かな町づくりに努力します。

④ インフラ整備等の地域間較差を解消し、町民の一体性の確立を図ることが必要です。

⑤ 不言の言を聞く

⑥ 坂本龍馬



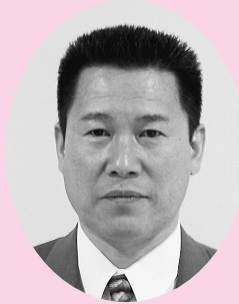
中村 敏彦 (48歳)
 ① 三 崎 ② 会 社 員

③ みなさんの話しを聞き、少しでも暮らしやすい町にする事。

④ 和

⑤ なし

⑥ なし



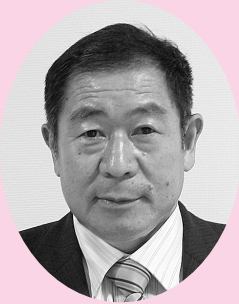
小泉 和也 (46歳)
 ① 川永田 ② 会 社 員

③ 〇人権が真に尊重され、すべての町民が平等で公平に暮らせる町を創り上げたい。
 〇地場産業の技術を活かし、地産地消を推進して経済の活性化、雇用の確保、指導者の育成を図り、町内の遊休施設等を再活用し、市場の拡大などを積極的に進め、豊かな自然環境と産業をリンクさせて「通過する町から滞在する町」への総合的観光開発を推進していきたいと考えます。
 〇農、漁業や商工業及び観光や第三セクターへの電気エネルギーの効果的な活用や研究などを推進していきたい。それぞれの地域の特性を活かしながら、相乗効果を高めていく町づくり政策が必要であると考えます。

④ 〇農、漁業や商工業及び観光や第三セクターへの電気エネルギーの効果的な活用や研究などを推進していきたい。それぞれの地域の特性を活かしながら、相乗効果を高めていく町づくり政策が必要であると考えます。

⑤ 不言実行

⑥ 両親




大久保光留 (53歳)
 ① 塩 成 ② 商 業

③ 活気ある伊方町をつくり、福祉の充実に努力します。

④ 1 ↓ 活気 2 ↓ 展望 3 ↓ 努力

⑤ 前進あるのみ

⑥ 今迄私に助言していただいた方




小林 絹久 (51歳)
 ① 名 取 ② 会 社 員 (建設業)

③ 新しい目で見た、新しい町づくり。

④ 自主自立。

⑤ 特になし

⑥ 両親



阿部 吉馬 (51歳)
 ① 串 ② 漁 業

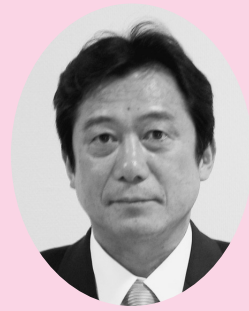
③ 情報公開条例を基に、住民の声を聞き、行政に届け、さらに、答えを住民に届けるパイプ役となり、住民と共に住民の為の町づくりをします。

④ 合併して良かったと、一日も早く住民が思える事。

その為に、公正・公平なる行政運営、常に住民の事を考え、是非非にて議論のできる議会運営が必要。

⑤ 人、人によりて人となる

⑥ 児島惟謙



① 川永田 ② 農 業
畑中 寛夫 (54歳)

- ③ 〇三町合併を迎えた今、佐田岬半島の地域資源を活用した観光、交流の促進。
- 〇基幹産業である農業、漁業の再構築、商工業の活性化に努める。
- 〇少子高齢化に伴う福祉サービスの充実、教育文化の振興。
- ④ 旧三町の格差の是正、住民の融和に努め町民の目線と生活実感に基づいた町政。
- ⑤ 無私無偏
- ⑥ 特になし



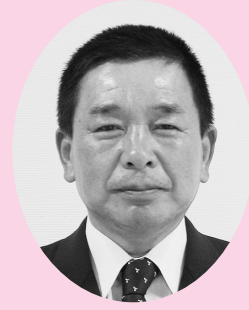
① 大 浜 ② 農 業
吉谷 友一 (54歳)

- ③ 「ともに住み、ともに歩み、ともに喜ぶ町づくり」を基本理念とし過疎化少子高齢化対策を重点課題に掲げ
- (1) 地域産業の振興
- (2) 社会福祉の充実
- (3) 心豊かな教育、人づくり
- (4) 安心安全な生活環境の整備
- (5) 自然環境を生かした町づくりに努めたい。
- ④ 町民相互の融和と均衡な発展。
- ⑤ 「和を以て貴しと為す」
- ⑥ 両親



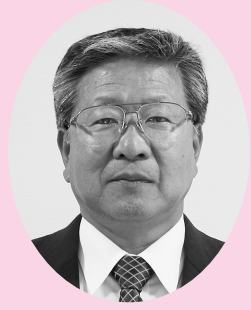
① 西 ② 縫 製 業
菊池 孝平 (54歳)

- ③ 『郷土愛』を政治理念とし
- 一、町民が安全で安心して暮らせる明るく融和のとれた町づくり。
- 一、お年寄りに優しい町づくり。
- 一、若者が定住出来る町づくり。
- 郷土、新『伊方町』の為、全力で取り組みます。
- 融和と協調、町民の理解。
- 郷土愛！国土愛！そして地球愛！
- ⑥ 両親、後藤田正晴



① 三 崎 ② 漁 業
中村 明和 (55歳)

- ③ (1)「夢と活力のある町づくり」を目指して、基幹産業である農業、漁業の発展振興に努力したい。特に農業は生産基盤整備を進める。漁業は捕る漁業から育てる漁業へ力を入れ、生産性を高め、若者達、後継者の育成に努めたい。
- (2)少子高齢化社会に伴う福祉政策を推進して、高齢者が安心して生活できる町にしたい。
- ④ 旧三町の町民が宥和に努め、新伊方町の一体化を進める。活力ある町づくりの為に地域の代表者、各種代表者による新町づくりプロジェクトを立ち上げ、町民全体が一体となって町づくりに取り組む必要があると思います。
- ⑤ 七転び八起き
- ⑥ 両親




① 豊之浦 ② 農 業
竹内 一則 (56歳)

- ③ 町の基幹産業である漁業、農業の振興策に努め又、市場等の開拓を目指します。
- 高齢者の方が安心して生活出来る町にしたい。
- ④ バランスのとれた差別のない町となる様努力したい。
- ⑤ 一期一会
- ⑥ 特になし



① 三 机 ② 商 業
松澤 周作 (56歳)


- ③ すべての町民が公平公正に行政サービスが受けられるようにすること。
- ④ 旧三町の均衡のとれた発展と、公平公正な行政運営。
- ⑤ なにくそっ！
- ⑥ 母



坂本 竹市 (58歳)
 ① 小島 ② 農業


③ 基幹産業である農漁業の振興と、新伊方町が一つの町として一体感をもち融和を図り、公平、平等な町づくりに努めたい。

④ 和、協調。
 ⑤ 誠実
 ⑥ 特になし




桝田 和美 (58歳)
 ① 与修 ② 農業

③ 三町合併で、広範囲となり町内全域に、行き届いた行政の運営。
 ④ 〇少子高齢化社会に伴う福祉制度の充実。
 〇若者が定住出来るための町づくり対策。
 〇農漁業の活性化。
 ⑤ 初心忘るべからず
 ⑥ 野口英世



高岸 助利 (57歳)
 ① 松 ② 自営業

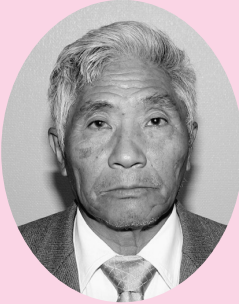
③ すべての住民が平等で、公平公正に行政の恩恵を受け得る体制の構築。
 ④ 若い人達に働く場所の提供とその住環境の整備。
 ⑤ 人を愛する心、思いやりの心
 ⑥ 人の痛みを理解出来る人すべて



篠川 長治 (73歳)
 ① 湊浦 ② 無職


③ 〇開かれた町政を目指して、「情報を公開し、町政の透明性を高め、伊方町の明日に夢の描ける町づくり」。
 〇約束は守るためにする。

④ 基幹産業である柑橘農家の活性化・いわゆる、やる気のある農業者が、本当に果実を手にすることが出来る「活性化策」が急務で、いま最も大切である。
 ⑤ 人間志を立てるに遅すぎることはない。
 ⑥ 塩野七生(イタリア在住の作家)



篠澤 英春 (68歳)
 ① 川永田 ② 農業

③ この佐田岬半島で生活するすべての人々が、幸せに暮らすことのできる町づくりを目指すこと。
 ④ 新町の一体性を速やかに図り、基幹産業である農業、水産業の振興、さらに生活道路の整備、下水道の整備などを重点的に取り組んでいく必要がある。
 ⑤ 誠心誠意
 ⑥ 影で支えて下さった人達



垣内庄八郎 (62歳)
 ① 名取 ② 農業

③ 1) 地場産業の振興を行い、活力のある町づくり。
 2) 少子高齢化に対応した福祉施設の整備や、サービスの向上を図り 町民の生活環境の地域格差の是正。
 3) 地域のすぐれた文化や伝統を守り、社会教育の充実を図り情緒豊かな町づくり。
 ④ 同一町民としての連帯感を持つための公正公平な町政。
 ⑤ 誠心誠意
 ⑥ 両親

福島朝行氏(元瀬戸町議会議員)

旭日双光章受賞



5月9日(月)、川之浜にお住まいの福島朝行氏(元瀬戸町議会議員)に、地方自治の発展、生活環境の整備及び農漁業施設の整備拡充などに尽力された功績に対し、旭日双光章が賜与され、県庁で伝達式が行なわれました。

福島氏は、昭和39年8月瀬戸町議会議員に初当選。9期連続

36年間努められ、総務厚生常任委員会委員、建設常任委員会委員、建設産業常任委員会委員長、町議会副議長、同議会議長、愛媛県町村議会議長会会長を歴任し、円滑な議会運営、教育施設の整備充実、交通網や住環境の整備、農漁業の施設整備・振興等に献身的な努力を行い、重要課題の処理解決に努められました。

他にも、瀬戸町漁業協同組合組合長理事、農業委員会委員など、各種団体の要職を数多く歴任され組織の充実発展に尽くされました。今なお、愛媛海区漁業調整委員会委員として漁業の発展に尽力されています。

二名津診療所の先生に

藏田駿一郎氏着任



藏田駿一郎医師

五月から二名津診療所医師として着任しました。山口県出身で、今までは鹿児島県野田町立病院副院長として勤務していました。縁あって二名津へ参り、伊方町民の一員と

なりましたので、よろしくお願ひします。今後は、地域医療の発展のために少しでも、お役に立ちたいと思います。家内も、美しい自然と温かな人情のこの伊方町を大変気に入っております。

二名津診療所横の医師住宅に二人で住んでいますので、お目にとまりましたら、お気軽に声をかけて下さい。よろしくお願ひ致します。

ご存知ですか？ 人権擁護委員さん

平成17年度 啓発活動重点目標

(主 題) 「育てよう 一人一人の人権意識」
(サブテーマ) 「思いやりの心」

かけがえのない命を大切に

人権擁護委員は、地域住民の皆様方が人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されるときには、その相談を受けるとともに、被害者救済のため速やかに適正な処置をとっております。また、街頭での啓発、講演会や座談会などを通じて、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動にも努めており、私たちの街の相談パートナーです。

離婚相談など家庭内の問題、

借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員か松山地方事務局八幡浜支局(電話番号 22-0696)までご相談下さい。相談は無料で、難しい手続きは何もありません。相談の内容についての秘密は堅く守られます。

なお、本町では、次の方々が人権擁護委員として活躍されています。

氏 名	住 所	電話番号
上野ヒナ子氏	河内951番地	38-0394
梶谷捷三郎氏	湊浦1429番地	38-0279
竹下昌光氏	大久1632番地2	53-0103
二宮了子氏	三机乙1064番地1	52-0777
中村ユキ子氏	大佐田130番地	54-0801
中村博道氏	三崎1147番地	54-0078

第10回 きららまつり

◆と き: 平成17年6月12日 10時~ 雨天決行

◆ところ: 道の駅「伊方きらら館」

◆イベント内容

- 伊方堂々太鼓の演奏
- もちまき
- 町内物産の販売
- 北海道泊村の特産品(食料品)の販売
- お買上げ「1,000円」ごとの抽選会
- 賞品が当たるテレビジャンケンゲーム
- 四電コーナー(苗木プレゼント先着100名)



■主 催
伊方町・伊方町特産品販売連絡協議会
■お問合わせ先: 伊方町商工観光課
0894-38-0211

第55回郡自醸酒品評会で 梶谷幸三郎氏(湊浦)の「京ひな」 三年連続優等一位に輝く

三年連続優等一位に輝く

春の恒例行事の一つとなつて
いる西宇和郡杜氏協同組合(根来
辰雄理事長)自醸酒品評会が4月
27日(水)と28日(木)の2日間、

伊方町地域振興センターで開催
されました。
伝統ある伊方杜氏の技を受け
継いできた同品評会は、昭和26

年に始まり今年で55回を数え、
15醸造場から54点の新酒が出品
されました。

審査には、高松国税局井本鑑
定官室長をはじめ5名が行い、
優等一位に梶谷幸三郎さん(湊浦)
清酒「京ひな」(内子町・酒六酒
造(株))が選出されました。

翌28日には「きき酒コンクール」
も行われ、場内は町内外の酒造
関係者や愛飲家などにぎわい
ました。

「品評会」及び「きき酒コンクー
ル」の上位入賞者は次のとおり
です。

■品評会 (敬称略)

○優等一位「京ひな」

梶谷幸三郎(湊浦)

○優等二位「久米の井」

井上治太郎(中浦)

○優等三位「日本心」

上田益男(大浜)

○優等

「お茂」萩森洋二(河内)

「御代栄」織田和明(西条市)

「玉の井」根来昌則(久保)

「川亀」井上寿雄(八幡浜市)

■きき酒コンクール

一位 越智栄一

(協和酒造(株))



三崎でアワビ・サザエ漁解禁

4月15日、三崎でアワビ・サ
ザエ漁が解禁となり、海士たち
は、アワビやサザエの住みか
である落で、素潜りでの漁が始ま
りました。

沖合から漁を終えた船が帰港
すると、佐田岬のハナの荒波に
もまれ育ったアワビ・サザエが
次々と水揚げされると、漁師た
ちの顔がほころんでいました。
三崎の漁協によると、今年の
この時期は、例年より幾らか少
なめとのこと。漁は10月15日ま
で行われます。



佐田岬ふれあいまつり

5月1日、佐田岬ふれあいま
つりが行われました。あいにく
の雨で会場がフェリー乗り場前
から旧三崎選果場
に変更と
なりまし
たが、町
内外から
多数の人
が訪れま
した。
会場で



は三崎漁協、商工会、三崎高校、
手作り工房やその他たくさん
の団体が出店し、新鮮な魚や清見
タンゴール、清美ゼリー、手作
りこんにゃくなどが販売され、
活気にあふれていました。
毎年、5月の行楽時期に行わ
れるこの催しも今年で八回目を
迎え、年を経るごとに賑わいも
大きくなり、
今では恒例の
行事となつて
います。





大きな牛の足の丸焼き “豪快”

とと味が一番良いせいか、順番待ちの列ができていました。自然の中で一頭一頭愛情を込めて育てた本心に安心で安全な牛肉をおいしく食べてもらいたい。そんな生産農家の思いを乗せた、初夏の風が緑の草原をやさしく吹き抜けていくなか、楽しい充実したひとときを過ごすことができました。

地元畜産農家が手塩にかけて育てた高茂牛を、その育った環境の中、地元の人たちに食べてもらいたいと始まった地元有志による手作りイベント「もももオオフェスティバル」も平成8年の開始から、今年で10回目となりました。今まではあまり天気には恵まれていませんでしたが、今年は初夏を思わすような好天に恵まれました。GW初日という

中、松山市や県下各地からたくさんのリピーター客を含む約400人の人々で大いににぎわいました。太鼓集団「風ジュニア」のオープニングに始まり婦人アームレスリングやミニミニライプ等の各種ゲームや催しが行われる中、参加者の皆さんは草原でおいしいバーベキューに舌鼓を打っていました。特に人気があったのが、牛の足1本をまるまる焼いていくコーナー。無料で配られているこ

さわやかな風の中、豪快に牛を食べる もももオオフェスティバル



▲ 野外バーベキューで舌鼓「最高！」



▲ “草すべり”「とっても楽しい」



「瀬戸の花嫁まつり」で 結婚式をプレゼント!

瀬戸イベント実行委員会では、今年8月に結婚されるカップルを募集し「手づくり結婚式」をプレゼントいたします。

【応募資格】

- ① 伊方町内に在住で結婚される方、又は結婚して伊方町内に住む予定の方
(お二人のうち、どちらかが伊方町に在籍していることが応募の条件となります)
- ② 平成17年8月7日(日)に「瀬戸の花嫁まつり」で結婚式を挙げることできるカップル。

【応募方法】

○プロポーズの言葉は：
○二人の住所・氏名・年齢・連絡先をご記入のうえ、瀬戸総合支所・地域振興課まで申し込み下さい。(郵送可)

【プレゼント内容】

- ① 式費用全額(婚礼衣装含む)
- ② 旅行券(20万円相当)
- ③ 写真アルバム

【募集期間】

平成17年5月30日～
6月24日(消印有効)



問い合わせ先

〒796-0502
伊方町役場 瀬戸総合支所 地域振興課
瀬戸イベント実行委員会事務局
TEL：(0894) 52-0111
FAX：(0894) 52-0570

児童手当制度のお知らせ!

児童手当とは

1 児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

2 児童手当制度のしくみ

● 手当の種類

- ① 児童手当 (児童手当法上の区分)
- ② 特例給付 (法附則第6条給付)
- ③ 3歳未満の児童



● 所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金に加入している方)等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

【3歳以上9歳到達後最初の3月31日までの児童(小学校第3学年修了前の児童)】
 ③ 小学校第3学年修了前特例給付(法附則第7条給付)
 3歳未満の児童の児童手当に相当します。

● 支給対象

- ④ 小学校第3学年修了前特例給付(法附則第8条給付)
- 3歳未満の児童の特例給付(法附則第6条給付)に相当します。

児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校第3学年修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

● 支給額

- 第1子 5,000円(月額)
- 第2子 5,000円(月額)
- 第3子以降 10,000円(月額)

● 支払時期

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

● 所得制限限度額

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳細は福祉課の窓口へお問い合わせください。
 (限度額は、下図参照)



平成17年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	301.0
1人	339.0
2人	377.0
3人	415.0
4人	453.0
5人	491.0

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

【参考】

【3歳未満の児童】 (国民年金加入者)

① 児童手当	② 特例給付(法附則第6条給付) ① 児童手当
--------	----------------------------

【3歳以上小学校第3学年修了前の児童】 (国民年金加入者)

③ 小学校第3学年修了前特例給付(法附則第7条給付)	④ 小学校第3学年修了前特例給付(法附則第8条給付) ③ 小学校第3学年修了前特例給付(法附則第7条給付)
----------------------------	--

児童手当関係届出、手続き一覧

届出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき	認定請求書
毎年6月(すべての受給者)	現況届
他の市区町村に住所が変わったとき	受給事由消滅届、認定請求書
出生などにより支給対象となる児童が増えたとき	額改定認定請求書
年齢要件などにより支給対象となる児童が減ったとき	額改定届
年齢要件などにより支給対象となる児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職したとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届、認定請求書
同じ市区町村の中で住所が変わったとき	住所変更届
養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届
受給者又は養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届

手続きの方法は

はじめに行うこと

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当

等を受給するには、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。

「認定請求書」を提出し、市区町村等の認定を受けなければ、児童手当を受ける権利が発生しません。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月から、支給事由の消滅した日の属する

月分まで支給されます。

なお、転入又は災害など、やむを得ない理由により認定請求が得なかつた場合には、そのやむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求すれば、転入等の日の属する月の翌月分から支給されます。

●認定請求に必要な添付書類等

◆健康保険被保険者証の写し等
請求者が被用者(サラリーマン等)である場合に提出

◆児童手当所得証明書

●提出が必要な方

伊方町にその年の1月1日に住所がなかつた方(1月から5月までの月分の手当の認定請求の場合は、前年の1月1日に住所がなかつた方)

●証明する年

認定請求日の前年分(1月から5月までは前々年分)

◆請求者の銀行等の口座番号など

◆その他、必要に応じて提出する書類があります。

(養育する児童と別居している場合など)

添付書類は、認定請求の後日に提出しても良い場合がありますので、福祉課等の窓口で確認してください。

続けて手当を受ける場合

現況届

児童手当等を受けている方は、

毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●現況届に必要な添付書類等

◆健康保険被保険者証の写し等
請求者が被用者(サラリーマン等)である場合に提出

◆前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書

伊方町にその年の1月1日に住所がなかつた場合に提出

●証明する年

◆その他、必要に応じて提出する書類があります。

届出の内容が変わったとき

1 他の市区町村に住所が変わるとき

他の市区町村に住所が変わる場合には、伊方町での児童手当等の支給資格が消滅します。転出後の市区町村で手当を受けるためには、新たに「認定請求書」の提出が必要となります。

手続きが遅れますと、遅れた



月分の手当が受けられなくなり、また、転出後の市区町村での手続きに、前住所地の伊方町長が発行する児童手当所得証明書が必要となりますので、転出の際にご準備ください。

2 児童手当等の額が増額される時

現在、児童手当等を受けている方が、出生などにより支給の対象となる児童が増えたときには、「額改定認定請求書」の提出が必要です。

この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

なお、3歳到達により児童手当又は特例給付から小学校第3学年修了前特例給付に切り替わる場合には「額改定認定請求書」の提出の必要はありません。

3 児童手当等の額が減額される時

現在、児童手当等の支給対象となつている児童の一部が年齢要件に該当しなくなつた場合(3月31日の到来により支給対象となる期間を終えた場合)や児童を養育しなくなつたことなどにより支給の対象となる児童が減つたときには、「額改定届」を提出してください。

なお、3歳到達により児童手当

又は特例給付から小学校第3学年修了前特例給付に切り替わる場合には、「額改定届」の提出の必要はありません。

4 児童手当等の支給が終わるとき

現在、児童手当等の支給対象となつている児童のすべてが年齢要件に該当しなくなつた場合(3月31日の到来により支給対象となる期間を終えた場合)や児童を養育しなくなつたことなどにより支給の対象となる児童がいなくなつたときには、「受給事由消滅届」を提出してください。

なお、3歳到達により児童手当又は特例給付から小学校第3学年修了前特例給付に切り替わる場合には、「受給事由消滅届」の提出の必要はありません。

5 法附則第6条給付又は法附則第8条給付受給者の方が退職したとき

法附則第6条給付又は法附則第8条給付の受給者が退職して被用者(サラリーマン等)でなく

なつた場合には、所得制限により手当が受けられなくなり、受給事由消滅届を提出してください。

6 受給者の方が公務員になつたとき

公務員の場合は、勤務先から児童手当等が支給されることとなりますので、福祉課等の窓口にて「受給事由消滅届」を提出するとともに、勤務先に「認定請求書」の提出が必要となります。

7 受給者の方が同じ伊方町の中で住所が変わつたとき又は養育している児童の住所が変わつたとき

「住所変更届」を提出してください。

8 受給者の方又は養育している児童の名前が変わつたとき

「氏名変更届」を提出してください。

児童手当の支給は、認定請求の翌月分からとなりますので早めに請求してください。手続きが遅れますと受けられる月分の手当が受けられなくなります。



詳しくは、伊方町役場福祉課 (TEL38-0211) 瀬戸総合支所地域生活課 (TEL52-0111) 三崎総合支所地域生活課 (TEL54-1111) までおたずねください。

税務課からのお知らせ

納税はお早めに

● 住民税(町・県民税) ● 固定資産税 ● 国民健康保険税

- 6月は、住民税・固定資産税・国民健康保険税などの納付時期となっております。
6月中旬頃には、納税通知書をお届けします。
- 各税金の納期は6月から翌年3月までの10期となっております。納期内納付を心がけましょう。
なお、税金の滞納がありますと、町のいろいろな施策の特典が受けられなくなります。

納税は、口座振替納税が便利でお得です

納期前全納をされますと納期前全納報奨金や、口座振替をご利用頂きますと口座振替奨励金などの特典もあります。(詳しくは5月号の広報でお知らせしております)

16年度の税制改正により、17年度分の個人住民税が次のとおりになります。

- 個人住民税均等割4,500円
【町民税3,000円・県民税1,500円(森林環境税含む)】
- 個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する方(所得金額が一定金額を超える妻)は、個人住民税均等割2,200円



◆ 17年度税制改正の主な内容

平成17年度税制改正の主な内容をお知らせします。(平成18年度分から適用)

1 個人住民税

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割の定率減税 個人住民税所得割の15%(4万円を限度) 所得税の20%(25万円を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人住民税所得割の7.5%(2万円を限度) ※平成18年6月徴収分から適用 所得税の10%(12万5千円を限度) ※平成18年1月から適用
<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者に係る非課税限度額 (前年の合計所得金額が125万円以下の者) ※125万円を公的年金収入金額に置き換えると、 245万円となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の者に係る非課税制度の廃止 平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額を 均等割、所得割を2/3を減額(18年度) 均等割、所得割を1/3を減額(19年度) 平成20年度分から全額課税

※ 紙面の都合により、住民税の均等割、所得割のみ掲載しております。

税についてのお問い合わせは、次のところまでお願いします。

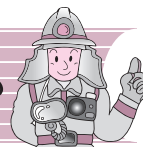
伊方町役場 税 務 課 ☎ 38-0211
瀬戸総合支所地域生活課税務係 ☎ 52-0111
三崎総合支所地域生活課税務係 ☎ 54-1111



2005

6
月

消防署からのお知らせコーナー



「土砂災害」に注意しよう

梅雨を迎えるにあたり、最も気を付けなくてはならないのが集中豪雨です。これにより、崖崩れや地すべり、土石流等の土砂災害が起こる可能性があります。そこで、これらの災害による被害を軽減するためにも、日頃からの備えを十分に行いましょう。



▼このような場合が土砂災害の兆候

- ① 地面がひび割れたり、一部が陥没あるいは隆起した時。
- ② 山鳴りといって、山全体がうなっているような音がする時。
- ③ 川の水が濁ったり、流木がまじっている時。
- ④ 池や沼の水の量が急に变化した時。
- ⑤ 崖に割れ目が出来た時。
- ⑥ 崖から水が湧き出た時。



合併にともなう伊方町消防団名称変更についてのお知らせ

- 第1分団→1部(大浜) 2部(中之浜) 3部(仁田之浜)
 第2分団→1部(河内) 2部(湊浦) 3部(伊方越) 4部(亀浦)
 第3分団→1部(小中浦) 2部(中浦) 3部(川永田) 4部(豊之浦)
 第4分団→1部(奥) 2部(向) 3部(畑・須賀) 4部(西・久保)
 第5分団→1部(二見) 2部(加周・田之浦・古屋敷) 3部(大成) 4部(鳥津)
 第6分団→1部(三机) 2部(佐市) 3部(足成)
 第7分団→1部(大江・志津) 2部(小島)
 第8分団→1部(塩成) 2部(川之浜)
 第9分団→1部(大久) 2部(田部・高茂) 3部(神崎)
 第10分団→1部(平磯) 2部(釜木) 3部(名取) 4部(松) 5部(明神) 6部(二名津)
 第11分団→1部(正野) 2部(串) 3部(与修)
 第12分団→1部(井野浦) 2部(大佐田) 3部(佐田) 4部(高浦)
 第13分団→1部~4部(三崎)



《平成17年度 全国統一防火標語》

『あなたです 火のあるくらしの 見はり役』

八幡浜地区消防署 第一分署 (☎ 53 - 0311) ・第二分署 (☎ 36 - 3119) ・伊方町消防団

水道水

まちのすみまで 未来まで

6月1日～7日は、「水道週間」です。

水道週間は、皆様に安全で良質な水を安定して供給する水道事業を皆様にご理解いただくため設けられました。47回目を迎えた今回は、「水道水 まちのすみまで 未来まで」をスローガンに、全国規模で広報事業が展開されます。

明治20年に横浜市に近代水道が創られてから約120年になります。横浜に続いて全国各地で水道施設が建設されはじめました。終戦後の高度経済成長期には、社会、経済、文化の発展により人口の増加、都市化の飛躍的な進展に伴い、増え続ける水需要に対

処するため水道施設の拡張が行なわれてきました。

そして、水道は、今や国民の96%を超える人々に利用され、年間に170億m³を超える水を供給しており、私たちの生活基盤として重なる役割を担っております。

伊方町においては地理的に自己水源に乏しいため、野村ダム(南予水道)から平成16年度実績(旧伊方町、旧瀬戸町及び旧三崎町の合計値)で901,340m³を受水しており、その費用は料金収入全体の約43%に達しており、水道事業財政をとりまく環境は年々厳しくなっているのが現状です。

蛇口をひねればいつでも自由に使える「水」も最近では、石油や天然ガスなどの化石燃料と同様我々にとって大切な資源として位置付けられてきており、地球規模での節水に対する取り組みが重要視されております。

Q 簡単な節水方法は？

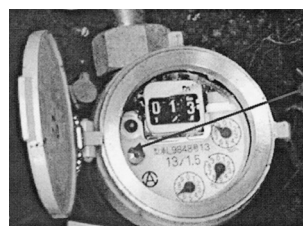
- A [歯磨き]…流しっぱなしは30秒で約6ℓ。コップなら3杯程度で約0.6ℓ。その差はなんと10倍！
[洗車]…流しっぱなしのホース洗いは240ℓ以上の水が必要。バケツ洗いなら約30ℓ
[風呂]…シャワーは1分間ムダに流し続けると約12ℓにも。残り湯は、洗濯や掃除などに再利用。



Q 漏水はどのように調べればよいのですか？

- A いつもどおりの水道の使い方をしていないのに、「最近水道料金が多くなったな？」と感じられたら、漏水の可能性がります。漏水は、お宅の水道メーターで簡単に調べることができます。

水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロットが回転していれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している疑いがあります。漏水が確認された場合は、速やかに指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。確認方法は、右のとおりです。



パイロット



宅内の蛇口等を完全に閉めて、水道を使用していない
↓
パイロットが少しずつでも回っている
↓
漏水していると認められます。

年金のお知らせ

学生の方には 「国民年金学生納付特例制度」 はいかがですか

学生の方は一般的に収入がない等の理由で保険料を納めるのが難しいため、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認を受けると、その期間中の障害等といった不慮の事態には、障害基礎年金等を受けることができます。

★ 対象となる学生は

大学(大学院)、短大、高校、専門学校、各種学校等に在

学する20歳以上の学生等(夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます)であって、学生本人の前年の所得が118万円(一定のめやす)以下である方。

★ 申請の手続きは

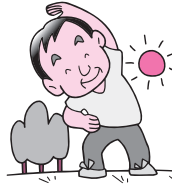
- 市町の国民年金の窓口へ。(本庁町民生活課・各総合支所 地域サービス課・各出張所)
- 印鑑及び学生証等学生であることを証明できるものをご持参ください。
- 毎年申請が必要です。

※学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給期間には算入されませんが、年金額には反映されません。学生納付特例期間については、保険料を10年前までさかのぼって納付することができる「追納制度」があります。



6月の社会保険出張相談日(場所:八幡浜商工会議所)は8日(水)・28日(火)(10時～15時30分)です。

保健センターだより ②



保健センターでは、皆さんが健康づくりをすすめていくためのお手伝いをしています。

～健診を受けよう！～

今月より、健康診査が始まります。

健診は、ご自身の健康状態を知り、生活習慣病を予防するための健康づくりの第一歩となりますので、ぜひご利用下さい。健診を希望される方には、事前に予診票を送付しますので、必要事項にご記入のうえ、受付時間内に会場へおこし下さい。



今月のおしらせ

★栄養学級受講生を募集します！

～6月16日(木)開講～

いつまでも若々しく健康であるために、“栄養・食生活”をテーマとして栄養学級を開催します。

《会 場》伊方町民会館

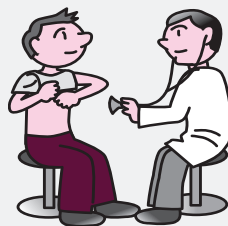
《対象者》町内の女性

《内 容》調理実習、栄養・食生活に関する講話、運動の実技等
受講を希望される方は、各地域の保健センターへお申し込み下さい。

《6月の行事予定》

()は会場、開始時間

伊方地域	瀬戸地域	三崎地域
2日 伊方家族会総会 (保健センター11:00～)	3日 婦人がん検診 (町民センター13:00～)	2日 病態栄養相談 (保健センター9:00～)
6日 基本健診(大浜集会所9:30～)	婦人がん検診 (JA小島支所前他15:00～)	3日 みさき家族会総会 (三崎公民館10:00～)
7日 基本健診(大成集会所9:30～)	8日 たんぽぽクラブ (保健センター9:00～)	6日 婦人がん・骨粗鬆症検診 (串集会所13:00～)
基本健診(鳥津集会所13:00～)	10日 婦人がん検診 (田部農林漁家婦人活動センター13:00～)	8日 婦人がん・骨粗鬆症検診 (佐田岬小学校集会所13:00～)
8日 基本健診(中之浜集会所9:30～)	婦人がん検診 (大久集会所前14:30～)	10日 健康相談(佐田集会所10:00～)
基本健診(仁田之浜集会所13:00～)	13日 胃がん検診 (町民センター7:00～)	健康相談(大佐田集会所13:00～)
献血(役場前10:00～)	14日 胃がん検診 (大久集会所前7:00～)	14日 婦人がん・骨粗鬆症検診 (三崎総合体育館12:00～)
9日 基本健診(伊方越集会所9:30～)	15日 乳児相談 (町民センター9:00～)	15日 婦人がん・骨粗鬆症検診 (大佐田公民館13:00～)
基本健診(亀浦集会所13:00～)	24日 たんぽぽクラブ (保健センター9:00～)	17日 乳児相談(保健センター10:00～)
10日 基本健診 (川永田コミュニティセンター9:30～)	27日 胃がん検診 (川之浜社会教育会館前7:00～)	子育て支援広場 (保健センター9:30～)
14日 基本健診(保健センター9:30～)	28日 胃がん検診 (塩成保育所上7:00～)	20日 ふれあい広場(健康相談) (串集会所13:30～)
15日 厚生連健診(中浦集会所7:30～)	29日 胃がん検診 (神崎児童待合所前7:00～)	22日 健康相談(釜木集会所9:00～)
16日 基本健診(須賀集会所9:30～)	30日 胃がん検診 (田部農林漁家婦人活動センター7:00～)	健康相談(釜木お寺11:30～)
16日 栄養学級①(町民会館9:30～)		23日 婦人がん・骨粗鬆症検診 (二名津集会所13:00～)
17日 さわやかリハビリ教室 (保健センター13:00～)		24日 心の健康相談 (三崎公民館13:00～)
20日 基本健診(小中浦集会所9:30～)		28日 ふれあい広場(健康相談) (保健センター13:30～)
21日 胃・大腸がん検診 (中之浜消防倉庫前7:00～)		29日 ふれあい広場(健康相談) (与多集会所13:30～)
乳児相談(保健センター10:00～)		
22日 胃・大腸がん検診 (保健センター7:00～)		
オレンジ会 (オレンジ作業所9:30～)		
23日 胃・大腸がん検診 (大浜集会所7:00～)		
なかよし広場 (保健センター9:30～)		
育児相談(保健センター13:00～)		
24日 厚生連健診(町見公民館7:30～)		
27日 1歳6ヶ月児健診 (保健センター13:00～)		
29日 基本健診(二見公民館9:30～)		
基本健診(二見集会所13:00～)		
30日 厚生連健診(河内集会所7:30～)		



【窓 口】

役場町民生活課 TEL38-0211
伊方保健センター TEL38-1811
瀬戸保健センター TEL57-2113
三崎保健センター TEL54-1771

三崎高校だより

PTA総会が 開催されました

ゴールデンウィーク最終日の八日、PTA総会ならびに参観授業、学級懇談会が行われました。休日に開催することで、たくさんの方に参加していただき、という趣旨をご理解いただき、昨年よりも多い九十五名に来ていただきました。お忙しい中、ありがとうございます。また、来月には体育祭もございます。昨年と同様、保護者の皆様のご来校、ご参加をよろしく願います。

新生徒会役員決定

五月六日、生徒会役員選挙が行われ、役員が改選されました。今年度の三崎高校生徒会を担う期待の新役員は以下のとおりです。

生徒会長	21 R	大岩	楓
副会長	22 R	木村	一也
書記	11 R	金澤	哲也
書記	21 R	谷本	善行
計	23 R	村上	剛
会	12 R	柳	大介

生徒会長になって

21 R 大岩 楓

「三崎高校にとって要(かなめ)のような存在になりたい。」

それが私が演説の時に述べた言葉でした。その公約により、みなさんから多くの賛同をいただき、生徒会長になれたことを本当にうれしく思います。今までのような大役を任せられたことがなく、不安もたくさんあります。しかし、頼もしい他の五名の生徒会役員の人たちと協力し、三崎高校を盛り上げていきたいと思えます。同時に生徒会長の仕事を通じて、私自身も成長していきたくです。

特に今年度は、旧町外からもたくさんの方が入学しており、自分の視野や考え方を広げられるよいチャンスだと思います。そして一年



後には、公約どおり、「三崎高校の要でした」と胸を張って言えるようになりたいです。

不十分な点も多くあると思いますが、三崎高校の良さや伝統を受け継ぎ、次の人たちへ残せるよう自覚と責任をもって頑張っていきますのでよろしくお願いたします。

南予総体結果

4月下旬から愛媛県高等学校総合体育大会南予地区予選が開催されました。各部の結果をお知らせします。(個人戦はベスト8以上の結果のみ掲載します。)

●ソフトテニス部

(団体戦)

一回戦	三崎	1-2	三瓶
敗者復活戦	三崎	2-1	津島
代表決定戦	三崎	1-2	内子

●テニス

(女子シングルス)

準々決勝 瀨本 0-6 田口(北宇)

●バレーボール

(男子)

予選ブロック	三崎	0-2	吉田
敗者復活戦	三崎	0-2	八工
	三崎	0-2	津島
	三崎	0-2	大洲

(女子)

代表決定戦	三崎	2-0	内子
3回戦	三崎	0-2	南宇

☆県大会出場

●卓球

(男子団体)

一回戦 三崎 0-3 大洲

(女子団体)

一回戦 三崎 3-1 川石

二回戦 三崎 3-0 大洲

準決勝 三崎 3-0 宇南

決勝 三崎 2-3 北宇

(女子シングルス・チャレンジマッチ)

一回戦 阿部め 3-2 松岡(北宇)

二回戦 阿部め 0-3 吉田(南宇)

準決勝 梶原 3-0 松岡(北宇)

準決勝 梶原 2-3 吉田(南宇)

☆阿部めぐみ、梶原美帆が県大会出場

(女子ダブルス)

準々決勝

宮本・阿部は 0-3 明川・兼口(大洲)

梶原・阿部め 3-0 樋水・高井(大洲)

準決勝

梶原・阿部め 0-3 吉田・磯和(南宇)

☆宮本・阿部はるなペア 梶原・阿部めぐみペアが県大会出場

南予地区予選を勝ち抜いた女子バレーボール部、女子卓球部およびテニス部男女(団体戦)が六月三日に開幕される愛媛県高等学校総合体育大会(松山市)に出場します。また、軟式野球部も四月より春季軟式野球大会に参加いたします。三年生にとって最後の大会です。ご声援よろしくお願いたします。

初めての誕生日 (5・6月生まれ)

初めての誕生日を迎えるお子さんを紹介するコーナーです。



まな か
向井愛華ちゃん
(三崎)

誕生日おめでとう。
元気いっぱいスクスクと
育ってね。
(彦一郎/パパ・泉ママより)



めい
金山芽生ちゃん
(三机)

芽生お誕生日おめでとう。最近
歩くのがうまくなったね。遙斗兄
ちゃんと健やかに大きくなーれ。
(学パパ・一美ママより)



あさみ
上田愛咲美ちゃん
(仁田之浜)

我が家の三人目のアイドルとして
産まれた愛咲美ちゃん。家族皆が
愛していますよ♡元気に育って下
さい。
(雄一パパ・万美ママより)



「歯の妖精」の話



私は小学校で英語を教える時に、子供達が笑ったら、小さな乳歯が抜けて、前歯がなくかわいい子供を見かけます。日本では、抜いた乳歯に関して習慣があるかと聞いたら、子供は乳歯が抜けると上の歯は下へ、下の歯は上に投げます。これを聞いたなら、「へー？日本では歯の妖精がいるの？」と思ってしまいました。

日本人は、サンタクロースのことを良く知っていると思いますが、「歯の妖精」の事は知らない人が多いです。欧米では、サンタクロースと並んで、小さな子供は歯の妖精の存在を信じています。でも、「サンタクロース」と同じように、その実体は親です。

欧米では、親は「寝る前に抜いた歯を枕の下に置いていたら、歯の妖精が夜中に来て、抜いた歯とお金を交換するのよ」と子供に伝えていきます。

私も子供の時に歯の妖精の存在を信じていました。私の家族では、枕の下ではなくて、特別に抜いた乳歯ためのポケット付き、小さな枕がありました。寝る前に、その特別な真っ白い布とレースで出来た枕のポケットにきれいに抜いた歯を入れて、「歯の妖精が本当に来るかな」と期待をしながら寝てしまいました。

朝起きて、乳歯があったポケットに歯ではなく、25セント(約27円)のコインがありました！2本目の乳歯と50セント、3本目以上と1ドル(約106円)を交換しました。

「歯の妖精」の話は確かに親にも楽しいですが、子供には特に

好ましい影響があります。子供にとって、乳歯を抜くことは怖いかもしれませんが、「歯の妖精」の話はその怖さをやわらげる方法だと思います。

で、「親は子供の乳歯に何をしようか」と思っている読者がいるでしょう。私は他の家族の習慣についてよく分かりませんが、私が25歳頃の時、ある日、お母さんが「ジョシュアはこれが要るかどうか分からないが…」を言いながら小さい箱を私に渡しました。開けたら、私の乳歯は全部その箱にありました。本音を言えば、ちょっと気持ち悪かったのです。

今でも実家では、ある引き出しの奥に、その箱があるでしょう。



英会話教室受講者募集

町国際交流協会

◆受講対象者

伊方町国際交流協会会員
(協会に入会すれば、どなたでも)
(学生可) 受講することができます。

◆募集人員

●初級 10名 ●中級 10名
(途中からの編入は可能です。)
ただし、初級、中級共に受講者が5名に満たない場合は開講いたしませんのでご了承ください。

◆受講料

無料(ただし、テキスト代については個人負担)

◆日程

平成17年6月下旬から
平成18年3月まで(予定)
毎月2回 20:00~21:00

◆場所

伊方町民会館

◆申込期限

平成17年6月17日(金)
(定員になり次第〆切ります。)

◆申込先及び問い合わせ先

伊方町国際交流協会事務局
(企画調整課内)へ

TEL(0894)38-0211

◆主催

伊方町国際交流協会

伊方発電所の状況

1. 運転状況について(平成17年4月30日現在)

伊方1号機(定格電気出力56万6千キロワット)
 定格熱出力一定で運転中
 伊方2号機(定格電気出力56万6千キロワット)
 定格熱出力一定で運転中
 伊方3号機(定格電気出力89万キロワット)
 第8回定期検査中



2. 3号機 復水脱塩装置洗浄循環ポンプの不具合について

4月10日23時36分頃、定期検査中の3号機の復水脱塩装置において、洗浄循環ポンプから異音が出ていることを運転員が確認したため、当該ポンプを停止しました。

分解点検の結果、ポンプ本体には異常は認められないものの、ポンプ軸受部(ベアリング)に僅かな摺動跡が認められたことから、ベアリングを新品に取り替え、復旧しました。

なお、町・県では、合同で立入調査を実施し、環境への放射能の影響がないこと等を確認しました。

厚生労働省

◆ 歯の衛生週間

6月4日
~10日

歯や口の健康は、食事や会話を楽しむなど日常生活と大きくかかわりがあります。6月4日から10日までの1週間は「歯の衛生週間」です。今年の標語は、「じょうぶな歯 いつもごはんが おいしいね」。週間中は、歯の衛生に関する正しい知識を普及させるとともに、歯の寿命を延ばすための虫歯や歯周病などの歯科疾患予防と早期発見、早期治療を励行し、国民の健康の保持増進に寄与することを目的とした啓発活動を実施します。



- 関連ホームページ
 (社)日本歯科医師会「歯の衛生週間」

町内の交通事故

物件事故 0件(4月) 累計0件

人身事故 1件 傷者0人 死亡1人(4月)
 累計1件 傷者0人 死亡1人

例年、春先からゴールデンウィークにかけて、新規グループの結成や組織の再編を終えた暴走族が、その勢力を見せつけるため、頻繁に暴走行為を行うなど、活動が活発になります。

警察では、毎年6月から7月を暴走族取り締まり強化月間とし、暴走族による各種不法事案の取り締まりを強化し、地域の安全と平穏な生活環境を確保するように努めています。

暴走行為を許さない地域づくりのためには、地域ぐるみで暴走族の追放活動を進めていくことが大切です。



まごころ銀行

大江にお住まいの木下巖さんより福祉の増進にと2万円、豊之浦にお住まいの河野達司さんより福祉の増進にと10万円ご寄付いただきました。

町では早速、まごころ銀行に預託、有意義に活用させていただくことにしました。

紙上から厚くお礼申し上げます。

お礼

大阪府高槻市にお住まいの宮嵯妙子さんから1万円広報紙編集費用にとご寄付いただきました。

紙上から厚くお礼申し上げます。

◆ 土砂災害防止月間

国土交通省

毎年各地で土石流、がけ崩れなどの土砂災害が頻発し、人命、財産に大きな被害が発生しています。毎年6月は「土砂災害防止月間」です。期間中は、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に対する防災知識の普及や警戒避難体制の整備などを全国で推進していきます。

- 関連ホームページ:国土交通省「土砂災害に備えて」

● 伊方町の人の動き (平成17年5月1日現在)

人口 13,074人 (-2人)

男 6,175人 (+3人)

女 6,899人 (-5人)

世帯 5,343世帯(+9世帯)

出生 1人

死亡 25人

転入 62人

転出 40人

2005
6
June

くらしのカレンダー

●…教育 ☆…衛生 ○…その他

日	月	火	水	木	金	土
<p>町長の総合支所での執務について</p> <p>今月から月1回下記により、総合支所で執務を行います。</p> <p>三崎総合支所…毎月5日(休日の場合、翌日) 瀬戸総合支所…毎月20日(休日の場合、翌日)</p>		<p>1 電波の日 気象記念日</p> <p>●大洲少年自然の家(瀬戸・三崎連合小学校)～3日 ○当番司法書士 13:30～16:00 三崎公民館3F ☆不燃物収集日 (大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦) (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯) ○心配ごと相談(伊方町民会館13:00～17:00)</p>	<p>2</p> <p>☆不燃物収集日 (河内、小中浦、伊方越、亀浦、中浦、川永田) (大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>3</p> <p>☆不燃物収集日 (豊之浦、奥、向、畑、須賀、久保、西) (三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り (役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)</p>	<p>4 歯の衛生週間 (～10日)</p> <p>●西宇和郡中学校総合体育大会(伊方・八幡浜) ☆紙類・布類収集日 (旧瀬戸町全域) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類 (三崎、与修、串、正野)</p>	
<p>5 芒種・世界環境デー 危険物安全週間(～11日)</p>	<p>6</p> <p>●線替休業(町内全中学校) ☆不燃物収集日 (二見、加周、田之浦、古屋敷、大成、鳥津、九町越) (塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>7</p> <p>○町長支所執務(三崎総合支所) ☆不燃物収集日 (大久、川之浜) ☆粗大ごみ収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>8</p> <p>☆古紙及び古着収集日 (旧伊方町全域) ☆不燃物収集日 (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>9</p> <p>●西宇和郡小学校バスケット大会(スポセン) ☆不燃物収集日 (大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>10 人権の日 時の記念日</p> <p>☆不燃物収集日 (三机、上倉、松之浜) ☆粗大ごみ収集日 (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り (役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)</p>	<p>11 入梅</p> <p>☆新聞・雑誌、ダンボール収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>
<p>12</p> <p>○第10回きららまつり (きらら館10:00～) ○伊方町スポレク祭 2005(8:30～伊方中グラウンド他)</p>	<p>13</p> <p>☆不燃物収集日 (塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>14</p> <p>☆不燃物収集日 (大久、川之浜) ☆びん、カン類収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>15</p> <p>●大洲青年の家 (伊方連合小学校) ○当番司法書士 13:30～16:00 三崎公民館3F ☆不燃物収集日 (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯) ○行政相談・心配ごと相談(町見公民館13:00～17:00)</p>	<p>16</p> <p>☆不燃物収集日 (大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) ☆不燃物収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>17</p> <p>☆不燃物収集日 (三机、上倉、松之浜) ☆びん、カン類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯) ☆不用犬、猫引取り (役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○心配ごと法律相談(瀬戸町民センター9:30～12:30) ○給食サービス(町見地区)</p>	<p>18 海外移住の日</p> <p>☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>
<p>19 父の日</p>	<p>20</p> <p>○町長支所執務(瀬戸総合支所) ☆アルミ缶収集日 (旧伊方町全域) ☆不燃物収集日 (塩成、足成、高浦、佐市) ☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>21 夏至</p> <p>☆スチール缶収集日 (旧伊方町全域) ☆不燃物収集日 (大久、川之浜)</p>	<p>22</p> <p>☆発泡スチロール収集日(旧伊方町全域) ☆不燃物収集日 (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>23 男女共同参画週間 (～29日)</p> <p>☆ペットボトル収集日 (旧伊方町全域) ☆不燃物収集日 (大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>24</p> <p>☆空ビン収集日 (川永田、豊之浦を除く伊方地区) ☆不燃物収集日 (三机、上倉、松之浜) ☆不用犬、猫引取り (役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに) ○心配ごと相談(佐田集会所9:30～12:00) ○給食サービス(伊方地区)</p>	<p>25</p> <p>☆新聞・雑誌、ダンボール収集日(三崎、与修、串、正野)</p>
<p>26</p>	<p>27</p> <p>☆空ビン収集日 (川永田、豊之浦、町見地区) ☆不燃物収集日 (塩成、足成、高浦、佐市) ☆ペットボトル、発泡スチロール、食品トレー類収集日(高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>28 貿易記念日</p> <p>☆不燃物収集日 (大久、川之浜) ☆びん、カン類収集日 (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>29</p> <p>☆不燃物収集日 (高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、釜木、平磯)</p>	<p>30</p> <p>☆不燃物収集日 (大江、志津、小島、田部、神崎、高茂) (三崎、与修、串、正野)</p>	<p>1</p> <p>☆不燃物収集日 (三机、上倉、松之浜) ☆不用犬、猫引取り (役場、瀬戸支所、三崎支所、町見出張所へ9時30分までに)</p>	<p>2</p>

可燃物については、年度当初に配布したパンフレットまたはちらし等でご確認ください。

